

沖縄県選挙管理委員会告示第 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年6月3日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄付を受け、又は支出することができない団体となったのは次のとおりである。

平成26年6月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
民主党沖縄県第3総支部	崎浜宏信	崎浜優美	沖縄市諸見里3-7-2
山々会	崎浜宏信	崎浜優美	名護市字為又1220番地26